

令和元年度
人権教育・啓発中央省庁連絡協議会
ヘイトスピーチ対策専門部会 議事要旨

日 時：令和元年9月12日（木）午後1時30分～午後3時30分

場 所：中央合同庁舎6号館内 集団処遇室

出席者：（関係省庁）法務省人権擁護局総務課，警察庁警備局公安課，警察庁刑事局捜査第二課，総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課，総務省自治行政局選挙部選挙課，外務省総合外交政策局人権人道課，文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

（地方公共団体）東京都，東京都中央区，東京都新宿区，神奈川県，川崎市，大阪府，大阪市，京都府，京都市，兵庫県，神戸市，福岡県，福岡市

概 要：

1 開会・挨拶

2 議事

（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組について

関係省庁から，議題(1)の配布資料に基づき報告が行われた。

○法務省

- ・ 人権侵犯事件の調査救済手続において，特定の個人ではなく集団等に向けられたインターネット上の不当な差別的言動の事案の立件及び処理に関する考え方を示した平成31年3月8日付け調査救済課長依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」（以下「3月8日付け通知」という。）について説明
- ・ 人権侵犯事件の調査救済手続において，選挙運動等として行われる不当な差別的言動の事案の立件及び処理に関する考え方を示した平成31年3月12日付け調査救済課補佐官事務連絡「選挙運動，政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」について説明
- ・ 今般の統一地方選挙における不当な差別的言動の事案の状況について報告（選挙運動等に関連する不当な差別的言動が行われたとして，最初の告示日である平成31年3月21日以降に法務局に寄せられた相談又は情報提供として10件を把握）
- ・ 啓発活動の実施状況について説明

○警察庁

(刑事局)

- ・ 不当な差別的言動が選挙運動等に藉口して行われる場合への対応に関する平成31年3月28日付け事務連絡について報告

(警備局)

- ・ 右派系市民グループによるデモの件数等について報告(平成30年は約30件を把握)

○総務省

(総合通信基盤局)

- ・ インターネット上のヘイトスピーチに関する事業者との情報共有・意見交換について報告

(自治行政局)

- ・ 選挙運動のために行う演説の内容に関する公職選挙法の規定について説明

○外務省

- ・ ヘイトスピーチに関する国連の戦略及び行動計画について報告

(2) ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

ア 選挙運動等におけるヘイトスピーチについて

各地方公共団体から、議題(2)の配布資料に基づき、概要以下のとおり報告が行われた。

- ・ 今般の統一地方選挙において、(ヘイトスピーチを行うことが予想されるとして)特定の候補者の選挙運動に関し、街頭演説をやめさせることや、個人演説会への公共施設の貸出しをしないことを求める要望を市民から受けた等の報告がなされた一方で、選挙運動として実際にヘイトスピーチが行われた具体的事案の相談・情報に接したとの報告はなかった。
- ・ 一部の地方公共団体の選挙管理委員会において、今般の統一地方選挙等における立候補予定者説明会の際に、立候補予定者に対してヘイトスピーチに関する啓発リーフレット等を配布したことが報告された。

この点に関し、法務省から地方公共団体に対し、立候補予定者への啓発資料の配布について今後も協力したい旨を選挙管理委員会にも伝達するよう依頼した。

イ その他

各地方公共団体から、議題(2)の配布資料に基づき、概要以下のとおり報告が行われた。

- ・ 大阪府及び川崎市から、ヘイトスピーチの解消ないし人権尊重に関する新たな条例の策定に向けた検討状況について報告された。
- ・ 東京都及び大阪市から、既存の条例に基づくヘイトスピーチ対策の運用状況等について報告された。
- ・ 東京都新宿区、川崎市、京都府及び京都市から、公の施設の利用制限に関するガイドラインの運用状況や域内市町村によるガイドライン策定の支援等について報告された。
- ・ その他、インターネット上のヘイトスピーチのモニタリング事業の運用、啓発活動等の状況について報告された。

(3) 意見交換・質疑応答

議題(3)の資料に基づき、ヘイトスピーチの現状、地方公共団体における取組の課題、国に対する要望等に関する意見交換及び質疑応答が行われた。

地方公共団体からは、概要以下の意見・質問が提起された。

- ・ 公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が選挙運動として行われた際に、当該施設の使用を中断させた場合等は公職選挙法上の選挙の自由妨害罪に当たるか、解釈を示してほしい。
- ・ 3月8日付け通知が発出された後のインターネット上のヘイトスピーチの削除要請等の具体的な運用状況について共有してほしい。
- ・ 地方公共団体から法務局に対してインターネット上のヘイトスピーチの情報提供をした事案については、地方公共団体の求めに応じて、人権侵犯事件としての進捗状況を開示してほしい。
- ・ 最近の状況を踏まえて、インターネット上のヘイトスピーチの考え方等について、新たな参考情報を提供してほしい。※

※これまでの参考情報(その1)及び(その2)については[こちら](#)

- ・ 法務省の人権侵犯事件の統計において、ヘイトスピーチの事件数が特定できるよう集計してほしい。

3 閉会・挨拶

～以上～